

令和4年第4回定例会環境生活委員会会議録

令和4年12月19日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

後藤 敦志 委員長          山宮留美子 委員  
滝沢 健一 委員          大竹 昇 委員

執行部説明者

市長	萩原 勇	市民生活部長	荒瀬 由美
産業経済部長	菅沼 秀之	都市整備部長	落合 勝弘
市民窓口課長	持田 優	税務課長	大堀 敏雄
納税課長	関口 道治	コミュニティ推進課長	鴻巣 倫子
商工観光課長	海老原雅男	農業政策課長	秋山 正典
環境対策課長	渡辺 一也	都市計画課長	仲村 真一
道路整備課長	永井 悟	下水道課長	石井 考幸
都市施設課長	橘原 剛	環境対策課長補佐	高 雅彦（書記）

事務局

課長補佐 清宮 恒之

議 題

- 議案第10号 龍ヶ崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項
- 議案第23号 令和4年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解に関することについて）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解に関することについて）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解に関することについて）

○後藤委員長

おはようございます。

開会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますのでこれを許可いたします。

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、1 時間を目安に休憩をとりながら会議を進めて参ります。

また説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日の出席委員は4名です。

定足数に達しておりますので、会議を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第 10 号、議案第 18 号の所管事項、議案第 23 号、報告第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号の6案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第 10 号、龍ヶ崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について執行部から説明を願ひます。

菅沼産業経済部長。

○菅沼産業経済部長

それでは議案第 10 号、龍ヶ崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は 51 ページ、52 ページ、新旧対照表は 26 ページから 29 ページになります。

この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内において新たに事業を行う企業等に対し、必要な奨励金を交付することにより、産業の進行及び雇用の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与すること目的に、平成 28 年 4 月 1 日から施行しているものでございます。

この度の改正では制度の検証を行い、第 3 条各号に掲げる奨励金のうち、これまで利用実績はほとんどない工場賃借型、事務所所有型、事務所賃借型の企業立地奨励金を廃止することに加えまして、工場新設型及び工場常設型企業立地奨励金の交付要件を見直

し、制度の利用促進による積極的な投資を促し、産業の振興を図るために改めるものでございます。

交付要件の改正につきましては、工場新設型企業立地奨励金において、新たに土地を取得し、または賃借し工場等を設置することを改め、新たに工場等を設置することに加え、奨励金の適用要件につきましても、昨今の社会情勢により建築資材等の調達に時間を要していることから、用地取得を着工までの期間を2年から3年に延長することに加えまして、創業開始についても、3年から5年に延長するものでございます。

工場増設型企業立地奨励金につきましては、別表におきまして、当該操業中の工場等の建替え及び移設を含むことを加えることにより、工場等が市外へ転出することを抑制し、当該増設等のために取得した土地への奨励金の適用要件を工場の新設型企業立地奨励金に合わせ、着手を3年以内、操業開始の5年以内とすることで、早期の操業を促すための改正を行っております。

さらにこれらの他、申請期間の改正や奨励金の改正、廃止することで必要となる関連業務を改めようとするものであり、これらにつきましては、付則において令和5年1月2日から施行し、施行日前に交付要件を満たすものにつきましては、従前の例によるものとして参りたいと考えております。

説明については以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

よろしいでしょうか。

別にないようですので採決いたします。

議案第10号本案を原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

#### ○落合都市整備部長

それではご説明いたします。

議案第18号の令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）についてでございま

す。

議案書別冊 2 の 1 ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 億 7,293 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 295 億 6,748 万 9,000 円とするもので、合わせて、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきまして補正するものでございます。

なお、人件費等につきましては総務部の所管となりますので、説明については割愛をさせていただきますことをご了承願います。

それでは 6 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。表の 1 段目、都市公園管理費でございます。

龍ヶ岡公園トイレ感染症対策工事の入札不調を受け、単価入れ替えの上、再入札を実施予定で、適正工期を勘案しますと年度内の執行が困難と判断したため、現予算額から、契約前払金相当額 40%分を差し引いた、2,941 万 6,000 円を繰越補正しようとするものでございます。

#### ○荒楨市民生活部長

続きまして、第 3 表の債務負担行為補正でございます。

令和 5 年度当初に契約の履行が必要なものにつきまして、今年度中に手続きを行うため、債務負担行為として設定するものでございます。

所管となる事項につきまして説明をさせていただきます。

9 番目になります。広報等印刷製本及び配送業務委託契約でございます。こちらに文書等梱包配送業務委託契約が含まれております。これは議会だより等を住民自治組織へ配送する業務でございます。

四つ飛びまして、庁舎設備管理にかかる業務委託契約です。こちらに西部出張所、東部出張所の非常通報装置の保守点検業務が、含まれております。

二つ飛びまして、事務用機器保守に係る業務委託契約です。この中に市民窓口課のマイナンバーカード追記プリンター保守点検業務が含まれております。

#### ○菅沼産業経済部長

一番下の段になります。ふるさと龍ヶ崎応援寄付プロモーション支援業務委託契約です。

これはふるさと龍ヶ崎応援寄付金の受入や、関連業務を代行するポータルサイト事業者との業務委託契約となります。

#### ○荒楨市民生活部長

7 ページ 1 段目になります。市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約でございます。

○落合都市整備部長

上から 2 段目、バスロケーションシステム運用業務委託契約から、4 段目、関東鉄道竜ヶ崎駅前広場公衆トイレと清掃業務委託契約は都市整備部所管でございます。

3 段目の AI オンデマンド交通実証実験支援業務委託契約につきましては、今回新たに追加するもので、実証実験で必要となる AI 配車システム構築等の委託費でございます。

○荒槇市民生活部長

その下、コミュニセンター管理にかかる業務委託契約です。その下のコミュニティセンター土地貸借契約です。

これは、大宮コミュニティセンターほか 3 ヶ所のコミュニティセンターに係るものでございます。

その下、放置自転車等返還業務委託契約、その下、旧長戸小学校土地貸借契約、一つ飛びまして、地方税電子申告支援サービス利用契約、その下、地方税共通納税システム利用契約、その下、公金等輸送警備業務委託契約、これは、3 か所の出張所で収納した公金に係る輸送警備契約となります。

その下は新規となりまして、預貯金照会システム利用契約、これは滞納整理を行うために必要となる、預貯金残高を照会出来るシステムの利用契約となります。

その下の戸籍附票システム改修適応版ソフト保守業務委託契約は、システム改修にかかる保守契約となります。

一つ飛びまして、市民法律相談業務委託契約となりまして、以上が市民生活部所管でございます。

○菅沼産業経済部長

一つ飛びまして、公共施設等土地貸借契約です。

この契約のうち市街地活力施設及びにぎわい広場の貸借契約は産業経済部の所管となります。

次のページ、8 ページをお開きください。

5 段目となります。龍ヶ崎市駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、その下の斎場設備管理にかかる業務委託契約、一つ飛びまして塵芥処理にかかる業務委託契約、資源物回収にかかる業務委託契約、農地管理用タブレット端末管理ツール利用契約、たつのこ産直市場管理運営業務委託契約、たつのこ産直市場機械警備業務委託契約（令和 4 年度）市街地活性化施設管理にかかる業務委託契約、牛久沼白鳥観察業務委託契約及び観光物産センター管理運営業務委託契約は産業経済部の所管となります。

○落合都市整備部長

一つ飛びまして 17 段目です。法定外公共物管理システム保守業務委託契約から 9 件、

市営住宅管理にかかる業務委託契約までが都市整備部所管となっております。

続きまして9ページをお願いいたします。

下から2段目と1段目の市道第2-241号線、市道第8-218号線舗装修繕工事、こちらの2件につきましては0市債を活用しまして、工事の発注時期の平準化を目的に、令和5年の当初に工事着手できるように設定するものでございます。

10ページをお開きください。第4表、地方債補正です。

初めに追加分でございます。

都市公園整備事業についてですが、龍ヶ岡公園トイレ感染症対策工事費4,901万6,000円の財源として、当初国の交付金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込んでおりましたが、工事費の繰り越しにより、当該交付金の充当ができなくなったことから、予算を組み替えて当該交付金を還元するとともに、工事費の75%となります、3,670万円を地方債に追加補正するものでございます。

続きまして変更分、下の表でございます。

上から2段目の地方道路等整備事業は道路改良事業及び佐貫3号線の工事請負費の増額補正に伴い、起債限度額を4,570万円増額補正し、限度額を2億6,930万円とするものです。

その下、排水路整備事業は、工事請負費の増額補正に伴い、起債限度額を970万円増額補正し、限度額を6,670万円とするものでございます。

続きまして歳入でございます。12、13ページをお開きください。

1番上、0003、森林公園使用料、こちらにつきましては、森林公園の宿泊客の減少により収入見込みを下方修正するもので、66万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、国庫支出金の表、2段目、4、土木費国庫補助金、0003道路メンテナンス事業費（橋梁長寿命化修繕計画分）でございます。

これは橋梁の修繕にかかる国庫補助金で、本年度実施する若柴地内の江川に架かっております、1-10号橋修繕工事にかかる補助金で、交付決定額の増額に伴い、275万円を増額補正するものでございます。

その下、0002新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、こちらの所管につきましては市長公室企画課の方が所管ではございますが、龍ヶ岡公園トイレ感染症対策工事につきましては、地方債補正でご説明いたしましたとおり皆減となります。

その下0001浅間ヶ浦排水施設管理費です。

これ浅間ヶ浦雨水排水ポンプ場の国庫委託分で電気料金の増額が見込まれるため、委託金8万7,000円を増額補正するものでございます。

#### ○菅沼産業経済部長

一番下の表、16県支出金、目が4農林水産業費県補助金0020リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業です。

これは県補助事業である当該事業の採択により、農地貸付に対する地権者協力金として、企業等へ畑地を貸し付けた地権者へ補助金が交付されることから 46 万 2,000 円を増額するものでございます。

その下、農地集約型大規模水田経営体育成加速事業です。

こちらの県補助事業であり、当該事業の採択により、水田の農地貸付に協力した地権者へ補助金が交付されることから、100 万円を増額するものでございます。

次のページお願いいたします。

繰入金 1、基金繰入金の 0005 みらい育成基金繰入金です。

こちら 259 万円の減額につきましては、RYU とぴあ音頭パレードが中止となったことから、主催者であります龍ヶ崎市観光物産協会への交付金の財源としておりました、みらい育成基金繰入金を減額するものでございます。

#### ○落合都市整備部長

一番下、市債でございます。上から 2 段目から 4 段目の 0001 地方道路等整備事業債、0001 排水路整備事業債、0002 都市公園整備事業債は第 4 表地方債補正でご説明した通りでございます。

続きまして歳出でございます。16、17 ページをお開きください。

#### ○荒檜市民生活部長

ここから歳出になります。

下から三番目、市民活動センター管理運営費でございます。

電気料金の高騰によりまして、指定管理者の委託料の不足が見込まれることから増額するものです。

#### ○落合都市整備部長

17 ページの一番下から 19 ページ一番上にかけての目 19 地域振興費、事業ナンバー 01024500 公共交通対策費でございます。

まず報酬につきましては、地域公共交通計画策定にあたり、予定していた地域公共交通協議会の開催数を上回る事となったため、2 回分の委員報酬 3 万 6,000 円を増額補正するとともに負担金の県南常磐線輸送力増強期成同盟会について、本年度の負担金徴収が見送られましたことから 6 万円を減額補正するものでございます。

引き続き 19 ページでございます。

#### ○荒檜市民生活部長

上から 4 番目、コミュニティセンター管理費でございます。

各コミュニティセンターの電気及びガス料金の高騰によりまして、不足が見込まれる

ことから増額するものです。

二つ飛びまして、市税過誤納還付金です。主に法人市民税の還付件数が増加に伴い、不足が生じるための増額でございます。

26、27 ページをお開きください。

#### ○菅沼産業経済部長

中段あたりになります。目が3、環境衛生費 01042000 環境行政推進費です。

こちらは新型コロナ感染拡大防止の観点から、環境フェアを中止にしたことに伴い、需用費の食糧費 7 万 2,000 円及び環境フェア実行委員会への交付金 37 万円を減額しようとするものでございます。

その下、01042100 環境衛生対策費の需用費の光熱水費 38 万 4,000 円の増額につきましては、電気料金の急激な高騰により、龍ヶ崎市駅前公衆トイレ東口西口の電気料金に不足が生じることとなったため、不足の見込み分を増額するものでございます。

その下、01042400 斎場管理運営費の需用費の 354 万 9,000 円の増額につきましては、燃料費、こちら灯油でございます、及び電気料金の急激な高騰により、不足見込み分を増額するものであります。

28、29 ページをお開きください。

目が農業振興費の 01060800 農業公園湯つたり館管理運営費の委託料 689 万 7,000 円の増額につきましては、原油価格等高騰に伴う燃料調整費と急激な上昇により見込まれた電気料金及び都市ガス使用料の不足相当分について 9 月に増額補正したところでございますが、12 月に予定している電気供給契約の更新において、既存の電気料金設定からの変更が生じることとなり、電気料金の増額が見込まれることから、この電気料金相当額について、指定管理料の増額補正を行うものでございます。

その下、01061000 たつこの産直市場管理運営費の委託料 27 万円の増の件につきましても、電気料の急激な高騰により、今年度当初の見込み額と比較して、1.5 倍程度増加することが見込まれますため、光熱水費増加見込み相当額の増額補正を行うものでございます。

その下、01061100 農業経営基盤強化促進対策事業の補助金、146 万 2,000 円の増額につきましては、県補助事業であるリーディングアグリプレーヤー育成・確保事業の採択により、農地貸付に対する地権者協力金として、企業等へ畑地を貸し付けた地権者へ補助金が交付されることから、46 万 2,000 円を増額し、同様に県補助事業でございます、農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業の採択により、水田の農地貸付に協力した地権者に補助金が交付されることから、100 万円を増額するものです。

なお、いずれも事業につきましても同額が県から交付されます。

次の枠です。目が3、観光費の 01070800 観光物産事業の交付金 259 万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、毎年八坂祭礼に合わせて実施し



ております RYU とびあ音頭パレードが中止となったことから、その主催者であります龍ヶ崎市観光物産協会への交付金を減額するものでございます。

その下、01070900 観光物産センター管理運営費の光熱水費 32 万円の増額につきましては、電気料金の急激な高騰により観光物産センターも電気料金の不足が生じますことから、不足見込みを増額するものでございます。

次のページをお開きください。

#### ○落合都市整備部長

上から 2 段目の表、目が 1、道路橋梁総務費、事業ナンバー01081100 道路管理事務費でございます。

こちらにつきましては電気料金の高騰により、街路灯などの電気料が不足することが見込まれ、需用費 1,164 万円を増額補正するものでございます。

その下、目 2 道路維持費、事業ナンバー01081300 道路維持補修事業でございます。

こちらにつきましては、補修に要するアスファルト合材なども資材数量の増に加え、資材単価が高騰し不足が見込まれるため、原材料費 113 万円を増額補正するものでございます。

一つ飛ばして、目 3、道路新設改良費、事業ナンバー01081700 道路改良事業でございます。

こちらにつきましては長期にわたり懸案となっておりました羽原町地内の市道第 4-4 号線の拡幅に向けて、用地取得の見通しが立ったことから公有財産購入費、350 万円を増額補正するものでございます。

その下、事業ナンバー01081800 市道第 1-380 号線（佐貫 3 号線）整備事業でございます。

これにつきましては、樹木伐採やコンクリートガラにかかる処分量が当初見込みを大幅に上回ったことに加え、工事施工で生ずる振動が隣接する建物や工作物等に損害を与える恐れがあり、当該建物等の事前調査を実施する費用が必要となったことから、工事請負費 5,000 万円を増額補正させていただくものでございます。

一つ飛ばしまして、目が 2、排水路整備費事業ナンバー01082500 排水路整備事業でございます。

旧小貝川護岸改修工事について、水の浸入を止めるための仮締切工における使用材料の変更及び仮設道路の盛土追加等に要する費用として、工事請負費 1,428 万円を増額する一方で、野原町の水路転落防止柵設置工事費の確定見込みにより、130 万円を減額し、トータルで 1,298 万円増額補正するものでございます。

一番下、目が 1、都市計画総務費、事業ナンバー01082800 都市計画事務費でございます。

生産緑地の都市計画変更に係る図書作成につきまして、当初外部委託を予定いたしま

したが、直営による策定が可能となったことから還元するものでございます。

続きまして 32、33 ページをお開きください。

まず 1 番上、目が 3、都市下水道費、事業ナンバー01083100 都市下水道管理費です。

電気料金の高騰により雨水排水ポンプ場及び調整池の電気料不足が見込まれますことから、需用費 46 万 5,000 円を増額補正するものでございます。

一つ飛ばしまして目 4、公園費、事業ナンバー01083300 都市公園管理費です。

こちらにつきましても同様に電気料金の高騰により、公園等などの電気料不足が見込まれますことから、需用費 163 万 9,000 円を増額補正するものです。

続きまして、事業ナンバー01083400 森林公園管理運営費です。

これにつきましても同様に電気料金不足が見込まれますため、需用費 48 万円を増額補正するとともに、宿泊受入期間満了に伴い、確定しました施設警備費の不用額 105 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

その下の表です。目 1、下水道費、事業ナンバー01083600 下水道事業会計繰出金です。

これは、企業債償還元金の償還見込みに伴う減額などにより、下水道事業会計の補助金 270 万 3,000 円を減額補正するものです。

一つ飛ばしまして、目 1、住宅管理費、事業ナンバー01083800 市営住宅管理費でございます。

こちらにつきましても、街灯 LED 化工事の完了に伴い、額が確定いたしましたことにより、不用額 201 万 3,000 円を減額補正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

説明ありがとうございました。

最初に 7 ページの上から三番目の AI オンデマンド交通実証実験支援業務委託契約ということなんですが、これはどのような実験もしていくのかお聞きしたいんですけども。

○後藤委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

AI デマンド交通、どういうふうな実証実験をしていくのかということについては、市

内のコミュニティバス等については、やはりアンケート調査等からも出てますように、乗り継ぎが多いとか好きな時間に、乗りたいときに乗れない、時間がないとか利用者からの意見は多々ございます。

そういうふうな中で、やはりそういった公共交通をもっと最適化していこうということで、AI デマンド交通。

では AI デマンド交通はどういうことなのということになりますと、自分の予約に応じて、交通機関に迎えに来ていただいて、それで好きな場所まで運んでくれる。

ただそれはあくまでもドアトゥドアではなくて、市内に停留所を設置して、好きな停留所から目的の停留所まで乗り継ぎなしに行けるといようなものであります。

どのような実験をしていくかっていうと、今市内では特にコミュニティバスの利用者数が少ないところがございます。

そういったところを定時定路線でバスを廻すのではなくて、予約に応じた公共交通を廻して行って、利用者のニーズを掴むとともに、できればコミュニティバスの代替性の可能性について検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

それを始めるに当たっての周知というのはどのようにされます。

○後藤委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

周知については、今、目標としているものは来年の 12 月としているんですけども、やはり先進地を視察させていただいたところ、その予約の仕方とか、まだまだ AI デマンド交通というものがどういうものなのか分かっていない部分がありますので、いつものようにホームページ等々で説明するのは当然なんですけれども、まだ具体化はしていませんが、出来れば地域を回ったりして、今実際にコミュニティバスを利用されてる方などにも、直接働きかけをして周知を図っていきたい。

特にその予約というところで、まだまだ事業者と調整中のところですので、具体的な方向性としてはまだ言えませんけれども、やはりスマートフォンを使っての予約であるとかってというところの利便性を上げていきたいということと、高齢者でスマートフォンを持ってないという方もいらっしゃいますので、そういった方については電話での

予約というものも考えておりますので、その辺のやり方、予約の仕方というのは十分に周知していかなければいけないなというふうに思っています。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

実証実験の中で、これが成功すれば広がっていくと思うんですけども、その辺の説明を本当に丁寧に細かくやっていかないと。予算をかけて実証実験するのであれば、民生委員さんだとか、あと自治会とか、高齢者の方の集まりだとか、そういうところに行って丁寧に、そこに来た人がまた友人に教えてあげられるぐらいの方法をとらないとなかなか広まっていかないのかなというふうに思いますので、せっかくやるのであれば、次のいい形に持っていける方向でやっぱり公共交通のことでいろいろな要望があるかと思しますので、その辺を丁寧にやっていただきたいと思ひますし、私たちにもぜひ教えていただいて、口で宣伝できるように、せっかくやるんですからアピールしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第 18 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 23 号令和 4 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の所管事項について、執行部から説明願ひます。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

それでは、議案第 23 号令和 4 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

別冊 3 の 39 ページをお開きください。

この補正予算につきましては、公共下水道及び農業集落排水各施設の電気料金高騰に

伴う電気料の増額、企業債償還元金の償還見込みに伴う減額が主な内容となっております。

まず、第2条収益的収入及び支出です。

収入は第1款公共下水道事業収益第2項営業外収益について、公共下水道施設の電気料金高騰に伴う電気料の増額等により、補填財源としての一般会計補助金 233 万 6,000 円を増額するものでございます。

また、第2款農業集落排水事業収益第2項営業外収益について、農業集落排水施設の電気料金高騰に伴う電気料の増額等により、補填財源としての一般会計補助金 68 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、支出は第1款公共下水道事業費用第1項営業費用について、管路及びポンプ場施設の電気料金高騰に伴う電気料の増額、及び職員時間外勤務手当の農業集落排水事業への組み替えにより、減額並びに会計年度任用職員報酬の増額により、233 万 6,000 円を増額するものです。

また、第2款農業集落排水事業収益第1項営業費用について、管路及び処理場施設の電気料金高騰に伴う電気料の増額及び時間外勤務手当の公共下水道事業からの組み替えによる増額並びに第2項営業外費用について、企業債償還利子の償還見込みによる増額により、68 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。

収入は、第1款公共下水道事業資本的収入第2項他会計補助金について、企業債償還元金の減額により、補填財源としての一般会計補助金 522 万円を減額するものです。

また、第2款農業集落排水事業資本的収入第2項他会計補助金について、企業債償還元金の減額により補填財源としての一般会計補助金 50 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、支出は第1款公共下水道事業資本的支出第2項企業債償還金について償還見込みにより、522 万円を減額するものです。

また、第2款農業集落排水事業資本的支出第2項企業債償還金について、償還見込みにより 50 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、40 ページをお開きください。

第4条及び第5条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金について、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に、第6条債務負担行為でございます。

はじめに、表の一番上にあります、公営企業会計及び消費税申告支援業務委託契約です。

これは、公営企業会計における令和4年度決算の作成、令和5年度中の日々の会計処理及び令和6年度予算の作成並びに令和4年度事業期間分の消費税申告書作成業務など、

企業会計全般についての業務支援を令和 5 年 4 月から実施するにあたり、本年度中に契約をするため限度額 110 万円を設定するものでございます。

次に、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約です。

これは、公共下水道の受益者負担金について、令和 5 年度早々に納入通知書発送いたしますことから本年度中に契約を行うため限度額 16 万 3,000 円を設定するものです。

次に、賠償責任保険等加入申し込みです。

これは、下水道施設の賠償責任保険が 4 月に更新となりますことから、本年度中に加入申し込みをいたすため、限度額 19 万 4,000 円を設定するものでございます。

次に、公共下水道ポンプ場等維持管理にかかる業務委託契約です。

これは、雨水の佐貫排水ポンプ場、佐貫 1 号雨水ポンプ機場、佐貫 2 号雨水貯留管、雨水の地蔵後中継ポンプ場及びマンホールポンプ 3 ヶ所に係る維持管理業務委託費でございますが、これまでは単年度契約でありましたが、施設の安定的な維持管理のため契約期間を見直し、3 ヶ年の複数年度業務委託として限度額 1,650 万円を設定するものでございます。

次に、公共下水道ポンプ場自家用電気工作物保安管理にかかる業務委託契約です。

これは、佐貫排水ポンプ場及び地蔵後中継ポンプ場内の自家用電気工作物に係る保安管理業務委託費として、限度額 45 万 2,000 円を設定するものでございます。

次に、調整池ポンプ機場の維持管理業務委託契約です。

これは、調整池ポンプ機場 4 ヶ所に係る維持管理業務委託費として、限度額 113 万 3,000 円を設定するものでございます。

次に、農業集落排水処理施設等維持管理業務委託契約でございます。

これは、農業集落排水の板橋大塚地区浄化センター及びマンホールポンプ 11 ヶ所に係る維持管理業務委託として、こちらも公共下水道をポンプ場等維持管理業務委託契約と同様に、契約期間を見直し、3 ヶ年の複数年度を業務委託として限度額 950 万 4,000 円を設定するものでございます。

次に、41 ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表、令和 4 年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご覧をいただきまして説明の方は割愛をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第 23 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。

議案書の 76、77 ページをお願いいたします。

これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございますが、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和 3 年 10 月 4 日午後 4 時 25 分ごろ、龍ヶ崎市愛戸町 60 番地先の県道龍ヶ崎阿見線の交差点において、公用車が、自転車で走行していた龍ヶ崎市に在住の方に接触した事故に関する人身損害分に係る損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合 100%相当分の損害賠償額 144 万 9,302 円とし、和解が成立したものでございます。

なお、本件に関連いたしまして、令和 4 年第 1 回臨時会において、相手方自転車の物件損害分の損害賠償額の決定及び和解について、議会の承認をいただいておりますことを申し添えいたします。

説明につきましては以上でございます。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

この専決処分に対してなんですけれども、令和 3 年 10 月 4 日に事故があつて、物損の自転車については、処分されているということなんですけれども、この専決にしては 1 年かかっている状況の中で、ちょっと詳しくこの事故の状況を教えていただきたいんですけども。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

こちらは令和 3 年 10 月 4 日に事故を起こしたという、こちらの内容ですけれども、愛戸町の交差点を公用車で移動中に後ろから自転車がきていたと。

ここで巻き込みを通常確認すべきところを確認しなかったということで、その自転車に接触したと。

こちらの自転車に乗られている方につきましては、警察に来ていただいて、現場の状況を確認していったその中で、当事者の方については自転車から転倒したということで、首のむち打ち等の症状によって、この方の通院に関しては 274 日掛かっていると、その分の期間がありましたので、その分の治療費ということでの損害賠償と。

自転車はすぐに直って、本人がこれに乗って通院されていたようなんですけども。

こちらにつきましては、そちらの交通費ということで多少加算されています。

それとですね、内訳といたしまして、慰謝料というのですか、こちらについても治療費と交通費とは別に、慰謝料を損害賠償として行ったという内容になっております。

ですから、報告が遅れたというか、通院に 274 日かかったということで、今の報告ということになったわけでございます。

以上です。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

説明ありがとうございました。

144 万 9,302 円の内訳は、治療費、交通費、慰謝料ってということなんですけれども、それぞれ金額いくらというふうにお示しできますか。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

損害賠償金の内訳でございます。

治療費に関しては 56 万 9,945 円、交通費に関しましては 3,090 円、慰謝料につきましては 87 万 6,267 円となっております。

以上です。

○後藤委員長

山宮委員。



○山宮委員

ありがとうございました。

慰謝料に随分かかっているんだなって。金額聞いてなかったんですけども。

この方が元気になられて、通院される時も自転車に乗っていけるぐらいお元気になってるということですね。

わかりました。

いろいろなケースがあるかと思うんですけども、以前からも申し上げてますが、この専決処分の事故に関しては、本当に気をつけていただきたいなっていうふうに思います。

前中山市長の時からも結構専決処分があつて、その都度確認させていただいているんですけども、萩原市長になってからは、ぜひこの件数が少なくなるようにしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（和解に関する和解に関することについて）執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案書の78、79ページになります。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）ご説明をいたします。

こちららも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらるものでございます。

内容につきましては、令和4年10月8日午後6時40分ごろ、龍ヶ崎市大塚町3584番地先の市道第3-383号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により、古河市に

在住の方が所有する軽乗用車のタイヤ、ホイール等を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合 70%相当分の損害賠償額を 3 万 3,572 円とし、和解が成立したものでございます。

失礼しました。説明ちょっと訂正させていただきます。市道番号を 383 号線と説明いたしましたが、正しくは市道第 3-384 号線でございます。失礼いたしました。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

滝沢委員。

○滝沢委員

ちょっとお聞かせください。

結構よく出てくる案件なんですけど。

こういうものは車の所有者からこういう請求が上がってくるのか、それともタイヤ屋さんとかそういうところから上がってくるのか、その辺について教えてもらってよろしいですか。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

こういった事故に関しては、ケースバイケースで警察署からこちらに連絡がくる場合と、事故を起こした方から直接来る場合がほとんどでございます。

ですからタイヤ屋さんとか修理工場から直接くるというのは、私の時にはなかった状態です。

以上です。

○後藤委員長

滝沢委員。

○滝沢委員

そんな目立ったというのかわかりませんが、少し段差があったりするんでしょうけど。

警察を呼べば、そこに穴があって、そこに入ったっていうのは確認できると思うんですけども、タイヤ屋さんとか、個人からそういう請求があった場合って、なかなか立証できないと思いますよね。

それについてはどういうふうに対応されているのかをお聞かせください。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

個人の方に関しては、警察署から来る場合か個人から来る場合で、個人から来る場合は警察に届けている方がほとんどでございます。

その中で個人であっても、警察署の方と検証できるという状況になっていますので、個人だけというのは今までは受け付けをしておりません。

○後藤委員長

滝沢委員。

○滝沢委員

分かりました。

ちなみに、破損された段差があるという道路の整備は終わっていますか。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

こちらの道路ですけど、連絡を受けたその日に段差の部分を応急復旧いたしまして、その後ですね、ちゃんとした復旧っていうんですか、そちらの方を実施しております。

以上です。

○後藤委員長

滝沢委員。

○滝沢委員

道路の延長は長いですから、全部を管理するというのは大変だと思うんですけども。

破損が大きいところは、早急に対応していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第 2 号本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

最後に、報告第 3 号専決処分の承認を求めることについて、（和解に関することについて）執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案書 80、81 ページをお開きください。

報告第 3 号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）です。

これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容でございますが、令和 4 年 10 月 15 日午後一時ごろ、龍ヶ崎市緑町 248 番地において、当該敷地内に設置されました、公共下水道汚水柵の蓋及び受枠により、龍ヶ崎市在住の方が所有する普通乗用車のマフラーを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合 80%相当分の損害賠償額を 12 万 3,235 円として、和解が成立したものでございます。

説明につきましては以上です。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第 3 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。